

青森県教育委員会第810回定例会会議録

- 1 期 日 平成28年7月6日(水)
- 2 開 会 午前10時30分
- 3 閉 会 午前11時13分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
議案第1号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針(案)について
そ の 他 職員の懲戒処分の状況
- 6 出席者等
 - ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充(教育長)
 - ・説明のために出席した者の職
平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策
・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教
育改革推進室長
 - ・会議録署名委員
中沢委員、野澤委員
 - ・書記
小舘孝浩、中舘大輔

7 議 事

議案第1号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

(和嶋学校教育課長)

青森県いじめ防止対策審議会条例に基づき設置している同審議会の委員について、委嘱するものである。委嘱する委員は、条例により、法律、医療、教育、心理、福祉に関して識見を有する者として、沼田徹氏、田中治氏、内海隆氏、関谷道夫氏、奈良秀夫氏を、このほか、青少年の健全育成に関して識見を有する者として、白戸美也子氏の計6名とする。

また、委員の任期は、平成28年7月30日から平成30年7月29日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について

(豊川委員長)

本日は「第3学校規模・配置の方向性」「第4魅力ある高等学校づくり」「第5県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進」の内容について検討することとしているが、まず、パブリック・コメント、地区懇談会等における意見等について、事務局から報告をお願いしたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

5月11日に公表した青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関するパブリック・コメント、地区懇談会、請願等の概要を報告する。

まず、「(1)パブリック・コメント」については前回の定例会で報告したところであるが、5月12日から6月10日までの30日間実施し、3人から延べ5件の意見の提出があった。

「(2)地区懇談会」の参加者数等については御覧のとおり。また、「(3)要請に基づく説明会」を今別町、田子町において開催した。

「(4)請願等」については、青森県立青森北高等学校今別校舎後援会等から受理し、既に教育委員会定例会において報告したところである。

「(5)県民からの主な意見」については、

【第1計画策定の趣旨】に関する意見として、

○ 青森県の高校教育のレベルアップ、質の向上につながる改革となるよう希望する。

【第2学校・学科の充実】のうち、〈各高等学校における教育環境の充実〉に関する意見として、

○ 重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では同じような取組が行われないのではないかといった印象を受ける。

【第3学校規模・配置の方向性】のうち、〈高等学校教育を受ける機会の確保〉に関する意見として、

○ 基本方針（案）については、生徒減少に伴う現状や将来を見据えてのことであり、やむを得ぬことだと思っているので了解するところであるが、教育の均衡を考える際に、スクールバスの運行や、寄宿舎の設置を検討してほしい。

〈充実した教育環境の整備〉に関する意見として、

- 地域と共に歩んできた高校がなくなってしまうかもしれないことは、大変残念であるが、教育の質の確保のためには、いたしかたないと思う。
〈学校規模の標準〉に関する意見として、
- 1学級当たりの定員を35人や30人にするなどして、郡部の高校を切り捨てることのないよう配慮してほしい。
〈学校配置の考え方〉に関する意見として、
- 保護者としては、重点校・拠点校も大切だが地元で高校がなくなると困る。
〈地域校〉に関する意見として、
- 協議を経て地域校が募集停止等となった場合には、通学について、市町村等と連携を図りながら対応を検討するとあるが、募集停止となる前から市町村等との通学に関する協議が必要なのではないか。
〈計画的な学校配置に向けた取組〉に関する意見として、
- 地区意見交換会について、各地区の幅広い意見を聞くため、市町村関係者、PTA関係者だけでなく、商工会・町内会・その他の学校関係者からも意見を聞いてほしい。
【第4 魅力ある高等学校づくり】のうち、〈学校・家庭・地域等との連携の推進〉に関する意見として、
- 高等学校における通級指導教室の設置について検討するなど、定時制・通信制課程だけでなく、全日制課程を含め、配慮を要する生徒を支援する観点での計画を策定してもらいたい。
【第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進】に関する意見として、
- 高校教育について県民により関心を持ってもらうため、小学校等の保護者に対し基本方針（案）の説明会を行うことを検討してもらいたい。
などの意見があった。

（野澤委員）

重点校、拠点校、地域校に注目がいつているが、あくまで各学校が質を高めていくことが眼目であって、結果的に人口減少の中での再配置を行うわけである。それを含めてトータル的に教育環境を整えるために改革を行っていくということであり、中身が重要である。重点校・拠点校・地域校以外の学校がどうなるのかという質問があったようだが、どう考えているのか。

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

計画的な学校配置に当たっては、高等学校教育を受ける機会の確保と、充実した教育環境の整備の両面を考慮することとしている。

全日制課程の学校配置の考え方としては、この二つの観点に基づき、学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら、公共交通機関の利便性を考慮し、統合等を含む計画的な学校配置を進める。この計画的な学校配置については、通学環境に配慮して配置する地域校を除いて、重点校・拠点校を含む全ての高等学校が対象となるものである。

地区懇談会では、「全日制課程の高校は重点校・拠点校・地域校の三つに分けられるのか」との質問があったが、重点校・拠点校・地域校だけでなく、地域の状況を考慮し、高等学校を配置する必要があるものと考えている。このため、基本方針（案）の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」のうち、「(1) 各高等学校における教育環境の充実」においては、まず、全ての高等学校に共通して求められる教育環境の整備を掲げ、

加えて、重点校・拠点校と地域校を含む各高等学校が連携しながら特色ある教育活動を充実させ、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ることとしている。

(野澤委員)

バランスの取れた教育環境を作るということをしっかり説明する必要がある。各学校の新しい在り方に十分配慮して欲しい。重点校等の中身について、今後、教えてもらいながら議論を進めていきたい。

(中沢委員)

学校規模の標準を設けた理由や標準の意味について伺いたい。また、10年後においても、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置が可能なのか伺いたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら「確かな学力」、「逞しい心」、学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが求められる。

また、学校規模によって開設可能な教科・科目や部活動には違いがあることから、生徒の進路志望の達成や活力ある教育活動等、必要な教育を実践できる目安として学校規模の標準を設けたところである。

生徒数が今後も減少することが見込まれる中、未来を担う子どもたちに、これからの時代に求められる力を身に付けさせるためには、充実した教育環境が求められる。

このことから、青森県立高等学校教育改革推進計画の期間として想定している、おおむね10年を経過した後においても、充実した教育環境を維持するため、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置を進める必要があるが、中学校卒業予定者数や進路選択の変化、産業動向、教育制度改革等を踏まえ、学校規模の標準を含む基本方針については、必要に応じて見直すこととしている。

(中沢委員)

標準の意味を今後の説明にも加え丁寧にやっていただきたい。

(町田委員)

今までなかった重点校などの新たな基準があるわけで、生徒が重点校や拠点校以外の学校に入学した時に、モチベーションの維持にも影響するのではないかと心配している。一人一人のモチベーションの向上のため、重点校等と連携していくことなどしっかり説明していく必要がある。生徒に対しても学力向上という意味でのモチベーションの上げ方などしっかりケアして欲しい。

統合を行う場合に開設準備委員会を設置することとしているが、これまでもこのような組織が設置されてきたのか。また、設置された場合、どのような役割を担うのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

基本方針(案)においては、実施計画による計画的な学校配置を進めるに当たり、仮に統合を行うこととなった場合には、統合の対象となる高等学校の関係者により組織する(仮

称) 開設準備委員会を設置することとしている。

これは、青森県立高等学校将来構想検討会議から、「生徒が新たな学校で学習するという意識になるような統合の方法が望ましい」等の意見をいただいたことを踏まえたものである。

この開設準備委員会の役割としては、統合校の名称、校章、校歌、制服、目指す生徒像、教育方針、教育目標等について検討することを想定している。このことにより、統合校における教育活動の充実を図る。

また、これまでも統合準備委員会という組織を設置し、円滑な統合を目指してきたところである。

(町田委員)

開設準備委員会の想定される構成メンバーは。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

統合の対象となる関係校の学校関係者の代表が選任される。

(杉澤委員)

地域校という考え方を新たに設けた理由や通学困難を判断する考え方の根拠、地域校等の小規模校における教育活動への支援について伺いたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

高等学校等進学率が99%に達している状況において、計画的な学校配置を進めるに当たっては、高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、地理的な要因により高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮することとしている。

このため、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、公共交通機関の状況から、募集停止等とした場合に高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を「地域校」とし、地域における通学状況を考慮したうえで配置することとしたものである。

なお、高等学校への通学が困難な地域については、平成26年に、中学生、高校生、小・中学校の保護者等を対象に実施した「高等学校教育に関する意識調査」の結果や将来構想検討会議の意見等を参考に、公共交通機関における路線の整備状況、利用時間帯、利用時間を考慮し、総合的に判断することとしている。

また、地域校を含む小規模校については、生徒一人一人に対してきめ細かな指導ができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するために必要となる、生徒同士が協働した様々な体験を重ねることが難しいという面もあることから、他校と合同での教育活動や、ICTを活用した教育活動等による支援を検討する。

(杉澤委員)

地域校に対する意見・質問は重要であると思うので、繰り返し地域に説明していただきたい。

(野澤委員)

本当に大事なのは学科の充実であり、その中身を示してくことをしなくてはならない。重点校や拠点校以外の学校であっても特色を出し、それを引っ張っていくのが重点校や拠点校

点校であり、わかりやすく語っていかなくてはならない。各学校がこういうことをやっているから、それを改善、改革しながら魅力ある学校を作っていく。それが総合的に青森県の高校教育の底上げにつながると思う。10年間を睨んだ大きい動きであり、まもなく具体的な学校名が出てくると思うのでしっかり議論していきたい。

(豊川委員長)

県民の皆様からは多くの重要な具体的な意見をいただいた。総論としては言えるが、具体的な部分を示していくのは難しいことだと思う。中村教育長から総括として意見を願いたい。

(中村教育長)

12,000人いる生徒が10年後は9,000人と1/4がいなくなり、3/4の生徒で青森県の高校が成り立つということになる。その時に最低どのような学校のサイズが教育しやすいのかという視点で議論していただいた。そこで標準としてサイズを示したものであるが、地域の実情もあるので、標準のサイズだけで考えるのではなく、地域の実情と標準を相互に考えながらやっていくということが一つある。

もう一つとして、重点校、拠点校などと新しい言葉が出てきているが、1つの学校の成果は他の学校も共有していくことをオール青森という言葉で示してきた。県民の皆様からも、そこがわかりにくいという質問が出ているので、基本方針を示す時にはしっかりと説明し、それぞれの学校が成果を共有できるような教育改革を目指していきたい。

(豊川委員長)

他になれば、基本方針(案)の「第3学校規模・配置の方向性」以降の内容については了解した。それでは、実施計画策定までのスケジュール等について事務局から説明を願いたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

次回8月の定例会では、パブリック・コメントや地区懇談会での意見に対する考え方について御説明した上で、県民からいただいた意見やこれまでの教育委員会における検討状況を踏まえ、基本方針の成案をお示しし、御審議いただきたい。

また、基本方針の決定と併せて、重点校・拠点校・地域校の試案とその考え方について説明し、御検討いただく。この試案は、地区意見交換会で具体的な学校配置等を検討する上での参考とするものである。地区意見交換会でいただいた意見を踏まえ、平成29年度中に第1期実施計画を決定することとしている。

次に地区意見交換会の目的等について、「ア目的」として、実施計画の策定に当たり、基本方針や平成39年度までの中学校卒業予定者数の推移、学級数の見込み等を踏まえ、地区の具体的な高等学校の規模・配置について多くの関係者から意見を伺うこととしている。

「イ設置の考え方」として、6地区ごとの設置を基本とする。

「ウ委員構成」として、各地区の市町村教育委員会、小学校・中学校・高等学校PTA関係者、産業界関係者等を想定している。

(中沢委員)

地区意見交換会はどのように進めることを想定しているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

地区意見交換会は、実施計画の策定に向け、基本方針や平成39年度までの中学校卒業予定者数の推移、学級数の見込み等を踏まえ、地区の具体的な高等学校の規模・配置について、各地区の市町村教育委員会、小学校・中学校・高等学校PTA関係者、産業界関係者等、様々な立場の方々から多くの意見をいただくことを目的としている。

このことから、地区意見交換会においては、各地区の学校配置についての結論を一つにまとめることにこだわらず、広く意見を伺い、いただいた意見について、実施計画(案)を検討する際の参考にすることとしている。

なお、地区意見交換会は、本年9月から来年1月の間に、6地区それぞれで3回程度開催することを考えている。

(中沢委員)

委員を構成して、より詳しく説明していくということか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

委員を構成し各地区で詳しく検討していくことになる。

(町田委員)

先程、開設準備委員会の説明もあったが、地区意見交換会、開設準備委員会がどのような話し合いをするのか、その流れを説明していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

9月から来年の1月まで地区意見交換会を各地区で3回程度開催し、そこでの意見を踏まえ、実施計画を平成29年度中に策定していくこととしている。実施計画が策定されれば、次の段階として、開設準備委員会を組織して統合案を検討していくこととなる。

(町田委員)

重点校・拠点校・地域校の試案とはどのようなものか。また、試案を示す狙いは何か。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

重点校・拠点校・地域校の試案とは、実施計画策定に向けた地区意見交換会において、具体的な高等学校の規模・配置について意見を伺う際の参考としてお示しするもので、各地区の高等学校のうち重点校・拠点校・地域校の候補とする学校等についての試みの案である。

この試案においては、重点校等を配置する目的、配置の観点、想定される取組の例等をお示ししたいと考えている。

地区意見交換会においては、地区全体の学級数の見込みや、重点校・拠点校・地域校の見込み等を踏まえた意見を聴取する必要があることから、あらかじめ重点校・拠点校・地域校の試案をお示しするものである。

なお、この試案の内容についても、地区意見交換会において意見をいただくこととしている。

(町田委員)

この試案の中で具体的な学校名が出てくるということか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

具体的な学校名をお示しすることとしている。

(野澤委員)

地区意見交換会の委員構成が示されているが、将来構想の検討委員会に関わった方もいると思う。そのような方は基本方針の策定や地区懇談会、パブリックコメントにも関心をもっているはず。

段階を経る度に文言がスリムになって冷たい内容になることは避けていただきたい。今回、時間と機会を費やして様々な意見を聞いたわけであるから、ここに至った情報は地区意見交換会の委員に提示していただきたい。

(中村教育長)

アンケートや膨大なデータがあるので、それも示し説明しながら議論を積み上げていただきたいと思う。地域における気づきもあると思うのでしっかり拾って計画の策定に活かしていければと思う。

(野澤委員)

中村教育長からは地域の実情に合わせて色々対応していくという話があったが、基本方針の中にそのような要素の文言を入れていった方が良い。基本理念のあたりに学校の実情に配慮していくという文言を加えることで理解の幅が広がると思う。

(豊川委員長)

他になれば、実施計画策定までのスケジュール等については了解した。それでは、次回の定例会では、基本方針（案）について県民から寄せられた意見、これまでの教育委員会定例会における検討を踏まえ、基本方針決定に向けた審議をすることとし、併せて、重点校・拠点校・地域校の試案についても検討することとしたい。

その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

6月に行った懲戒処分の状況は以下のとおり。何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。